

## 新・国際芸術祭（仮称）推進協議会設置要綱（案）

## （目的）

第1条 新・国際芸術祭（仮称）の開催支援を行うため、新・国際芸術祭（仮称）推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

## （事務）

第2条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- （1）新・国際芸術祭（仮称）の開催支援に関すること。
- （2）新・国際芸術祭（仮称）組織委員会（以下「組織委員会」という。）の会長及びアドバイザー会議委員の委嘱に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

## （構成等）

第3条 推進協議会は、別表に定める委員をもって構成し、会長は愛知県知事、副会長は愛知県民文化局長をもって充てる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

## （会議）

第4条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 推進協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要と認めるときは、推進協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## （庶務）

第5条 推進協議会の庶務は、愛知県民文化局文化部文化芸術課において処理する。

## （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

この要綱は、2020年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

愛知県知事
愛知県県民文化局長
愛知芸術文化センター長
公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長

## 議案 1

### 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会会長の委嘱

下記の者に、新・国際芸術祭（仮称）組織委員会会長を委嘱する。  
（略歴は別紙のとおり）

#### 記

大林 剛郎（おおばやし たけお）

1954年6月9日生まれ（66歳）

株式会社大林組 代表取締役会長（公益財団法人大林財団 理事長）

大林 剛郎（おおばやし たけお）氏

1954年6月9日生まれ（66歳）

株式会社大林組 代表取締役会長（公益財団法人大林財団 理事長）

<略歴>

1954年 東京都生まれ

1977年 慶應義塾大学経済学部卒業。株式会社大林組入社

1980年 スタンフォード大学工学部大学院留学、修士取得

1983年 株式会社大林組取締役

2009年 株式会社大林組代表取締役会長

<主な委員等>

○美術関係

- ・公益財団法人大林財団理事長
- ・森美術館理事
- ・原美術館評議員
- ・公益財団法人石川文化振興財団評議員
- ・一般財団法人川村文化芸術振興財団評議員
- ・パリ・ポンピドゥー・センター日本友の会代表
- ・英国テート美術館インターナショナル・カウンシル・メンバー
- ・ニューヨーク近代美術館インターナショナル・カウンシル・メンバー

<その他>

- ・大阪日仏協会会長（2003～2007年）
- ・日本卓球協会会長（2004～2014年）
- ・大阪商工会議所副会頭（2005～2007年）
- ・関西経済同友会代表幹事（2011～2012年）
- ・関西経済連合会理事
- ・日本経済団体連合会外交委員会委員長

## 議案 2

### 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会 アドバイザー会議委員の委嘱

下記の5名に、新・国際芸術祭（仮称）組織委員会アドバイザー会議委員を委嘱する。（略歴は別紙のとおり）

#### 記

青柳 正規（あおやぎ まさのり）

1944年11月21日生まれ（75歳）

学校法人多摩美術大学 理事長

上山 信一（うえやま しんいち）

1957年10月6日生まれ（62歳）

慶應義塾大学総合政策学部 教授

建畠 哲（たてはた あきら）

1947年8月1日生まれ（73歳）

多摩美術大学 学長

寺内 曜子（てらうち ようこ）

1954年7月27日生まれ（66歳）

現代美術作家

山梨 俊夫（やまなし としお）

1948年4月1日生まれ（72歳）

国立国際美術館 館長

青柳 正規（あおやぎ まさのり）氏

1944年11月21日生まれ（75歳）

学校法人多摩美術大学理事長、山梨県立美術館館長、  
奈良県立橿原考古学研究所所長、東京大学名誉教授

<略歴>

1944年 中国・大連生まれ

1967年 東京大学文学部美術史学科卒業

1969年 同大学大学院修士課程修了

1972年 同大学大学院博士課程退学、東京大学文学部助手

1991年 教授、東京大学総合研究資料館館長、学部長、副学長を経て、2005年退職  
(現・東京大学名誉教授)

2005年 国立西洋美術館館長（～13年）

2008年 独立行政法人国立美術館理事長（～13年）

2013年 文部科学省文化庁長官（～16年）

2017年 山梨県立美術館館長

2019年 学校法人多摩美術大学理事長、奈良県立橿原考古学研究所所長

2006年紫綬褒章受章、2007年日本学士院会員、2017年4月瑞宝重光章受章、

2019年アメデオ・マイウーリ国際考古学賞

専門はギリシャ・ローマ美術考古学

上山 信一（うえやま しんいち）氏

1957年10月6日生まれ（62歳）

慶應義塾大学総合政策学部教授、国交省政策評価会座長

<略歴>

1957年 大阪府大阪市生まれ

1980年 京都大学法学部卒業

1980年 運輸省入省（～86年）

1984年 米プリンストン大学国際公共政策経営大学院

（ウッドローエイルソンスクール）修了

1986年 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社（～2000年）

（1992年同社共同経営者に就任）

2000年 米ジョージタウン大学政策大学院研究教授（～03年）

（現・東京大学名誉教授）

2003年 慶應義塾大学特別研究教授（大学院政策・メディア研究科）（～07年）

2003年 大阪市立大学大学院特任教授（創造都市研究科）（～12年）

2007年 慶應大学総合政策学部教授（企業戦略・行政改革）

2008年 大阪府特別顧問

2011年 大阪市特別顧問

2012年 愛知県政策顧問

2016年 東京都顧問及び特別顧問（～18年）

企業の社外取締役、監査役等を歴任

建畠 哲（たてはた あきら）氏

1947年8月1日生まれ（73歳）

多摩美術大学学長、埼玉県立近代美術館館長、

草間彌生美術館館長、全国美術館会議会長

<略歴>

1947年 京都府京都市生まれ

1972年 早稲田大学文学部仏文学科卒業

1991年 多摩美術大学美術学部芸術学科助教授

1995年 多摩美術大学美術学部芸術学科教授（～05年）

2005年 国立国際美術館館長（～10年）

2011年 京都市立芸術大学学長（～15年）

2011年 埼玉県立近代美術館館長

2013年 全国美術館会議会長

2015年 学校法人多摩美術大学理事、京都芸術センター館長、多摩美術大学学長

2017年 草間彌生美術館館長

専門は近現代美術。「ヴェネチア・ビエンナーレ」日本館コミッショナー

（1990、93年）、「横浜トリエンナーレ」第1回展（2001）アーティスティック

・ディレクター、「あいちトリエンナーレ 2010」芸術監督など、多くの国際

美術展を組織し、アジアの近現代美術の企画にも多数参画。また詩人としても

活動している。



寺内 曜子 (てらうち ようこ) 氏

1954年7月27日生まれ (66歳)

現代美術作家

愛知県立芸術大学名誉教授

<略歴>

1954年 東京都生まれ

1978年 女子美術大学造形学専攻研究科修了

1979年 箱根彫刻の森美術館「第1回ヘンリー・ムーア大賞展」出品、  
エミリオ・グレコ特別優秀賞受賞

1979年 セント・マーチン美術大学彫刻科  
ポストグラジュエイト・アドバンスト・コース (～81年)

1979年 ロンドンを拠点に作家活動 (～98年)

1983年 ヘイワード・ギャラリーで開かれた「ザ・スカルプチャー・ショー」出品

1983年 ヘンリー・ムーア財団フェローとしてカンバーウェル美術大学にて  
アーティスト・イン・レジデンス (～84年)

1992年 ドイツのメンヒェングラートバッハ市立アプタイベルク美術館で個展開催

1999年 帰国、東京と愛知で作家活動

2002年 愛知県立芸術大学美術学部油画専攻助教授

2007年 愛知県立芸術大学美術学部油画専攻教授 (～20年)

2013年 愛知県立芸術大学芸術資料館館長 (～17年)

2013年 日本大学大学院芸術学研究科非常勤講師

2020年 愛知県立芸術大学名誉教授

現在東京を拠点に、制作活動を継続。作品は国内外の美術館に収蔵されている。

山梨 俊夫（やまなし としお）氏

1948年4月1日生まれ（72歳）

国立国際美術館館長

<略歴>

1948年 神奈川県横浜市生まれ

1972年 東京大学文学部美学芸術学科卒業

1976年 神奈川県立近代美術館学芸課勤務

2004年 同館館長（定年後も非常勤館長として勤務）（～11年）

2011年 国立国際美術館館長、国際美術館理事

2013年 全国美術館会議副会長

日本、フランスの近現代美術を主な専門領域とし、数多くの展覧会企画を担当。

2019年8月に「あいちトリエンナーレのあり方検討委員会」（就任当時は検証委員会）座長に就任。

## 新・国際芸術祭（仮称）組織委員会規約（案）

### 第1章 総則

#### （名称）

第1条 本会は、新・国際芸術祭（仮称）組織委員会（以下「組織委員会」という。）と称する。

#### （事務所）

第2条 組織委員会は、事務所を愛知県名古屋市東区東桜一丁目13番2号に置く。

#### （目的）

第3条 組織委員会は、現代芸術等を中心とした国際的な芸術祭（以下「新・国際芸術祭（仮称）」という。）の準備及び開催運営等を行うことにより、次の各号に掲げる事項を達成することを目的とする。

- （1）新たな芸術の創造・発信により、世界の文化芸術の発展に貢献すること。
- （2）現代芸術等の普及・教育により、文化芸術の日常生活への浸透を図ること。
- （3）文化芸術活動の活発化により、地域の魅力の向上を図ること。

#### （事業）

第4条 組織委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）新・国際芸術祭（仮称）の準備及び開催運営
- （2）その他組織委員会の目的を達成するために必要な事業

### 第2章 組織

#### （委員）

第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する会長代行、第9条第1項に規定する芸術監督及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。

2 委員は、組織委員会に関する活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(役員)

第6条 組織委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 1名
- (3) 監事 2名

- 2 会長は、新・国際芸術祭（仮称）推進協議会設置要綱（令和2年2文芸第1628号）第3条に規定する会長（以下「推進協議会会長」という。）が委嘱する者をもって充てる。
- 3 会長代行は、愛知県県民文化局文化部長をもって充てる。
- 4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、組織委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 会長は、テーマ・コンセプト及び出展作家・作品について承認する。
- 3 会長代行は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 監事は、組織委員会の業務及び会計を監査する。

(任期)

第8条 役員及び委員の任期は3年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員及び委員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員及び委員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(芸術監督)

第9条 組織委員会に、新・国際芸術祭（仮称）の学芸部門の責任者として芸術監督を置く。

- 2 芸術監督は、会長が委嘱する。
- 3 芸術監督の職務は、次のとおりとする。
  - (1) テーマ・コンセプトの立案
  - (2) 出展作家・作品の選考
  - (3) その他学芸部門に関すること。

(運営会議)

第10条 組織委員会に、運営会議を置く。

- 2 運営会議は、会長、会長代行、芸術監督及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。
- 3 運営会議は、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - (1) 規約の改廃
  - (2) 事業計画及び収支予算
  - (3) 事業報告及び収支決算
  - (4) その他組織委員会の運営に関する重要な事項
- 4 運営会議は、会長が招集する。
- 5 会長が必要と認める場合、構成員は、運営会議にウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して出席することができる。
- 6 運営会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 7 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 8 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 やむを得ない理由のため運営会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。
- 10 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知した事項に対する構成員による書面表決をもって、運営会議の議決に代えることができる。
- 11 会長は、必要と認めるときは、運営会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 12 会長は、第3項に規定する議決を行ったときは、推進協議会会長に対して報告する。

#### （アドバイザー会議）

- 第11条 組織委員会に、アドバイザー会議を置き、アドバイザー会議の委員は、推進協議会会長が委嘱する。
- 2 アドバイザー会議は、会長の求めに応じテーマ・コンセプト等について助言を行う。
  - 3 アドバイザー会議は、芸術監督候補を選出する。

#### （その他の会議）

- 第12条 前2条に定めるもののほか、組織委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

### 第3章 会長の専決処分

#### (会長の専決処分)

第13条 会長は、運営会議の議決事項について、緊急を要するときは、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の運営会議において報告しなければならない。

### 第4章 事務局

#### (事務局)

第14条 組織委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局長は愛知県県民文化局文化部長、事務局次長は愛知県県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室長をもって充てる。

3 事務局は、愛知県県民文化局文化部文化芸術課トリエンナーレ推進室に置く。

4 事務局には、所要の職員を置く。

5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第5章 会計

#### (経費)

第15条 組織委員会の活動に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

#### (会計年度)

第16条 組織委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第6章 補則

#### (委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規約は、2020年 月 日から施行する。
- 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。